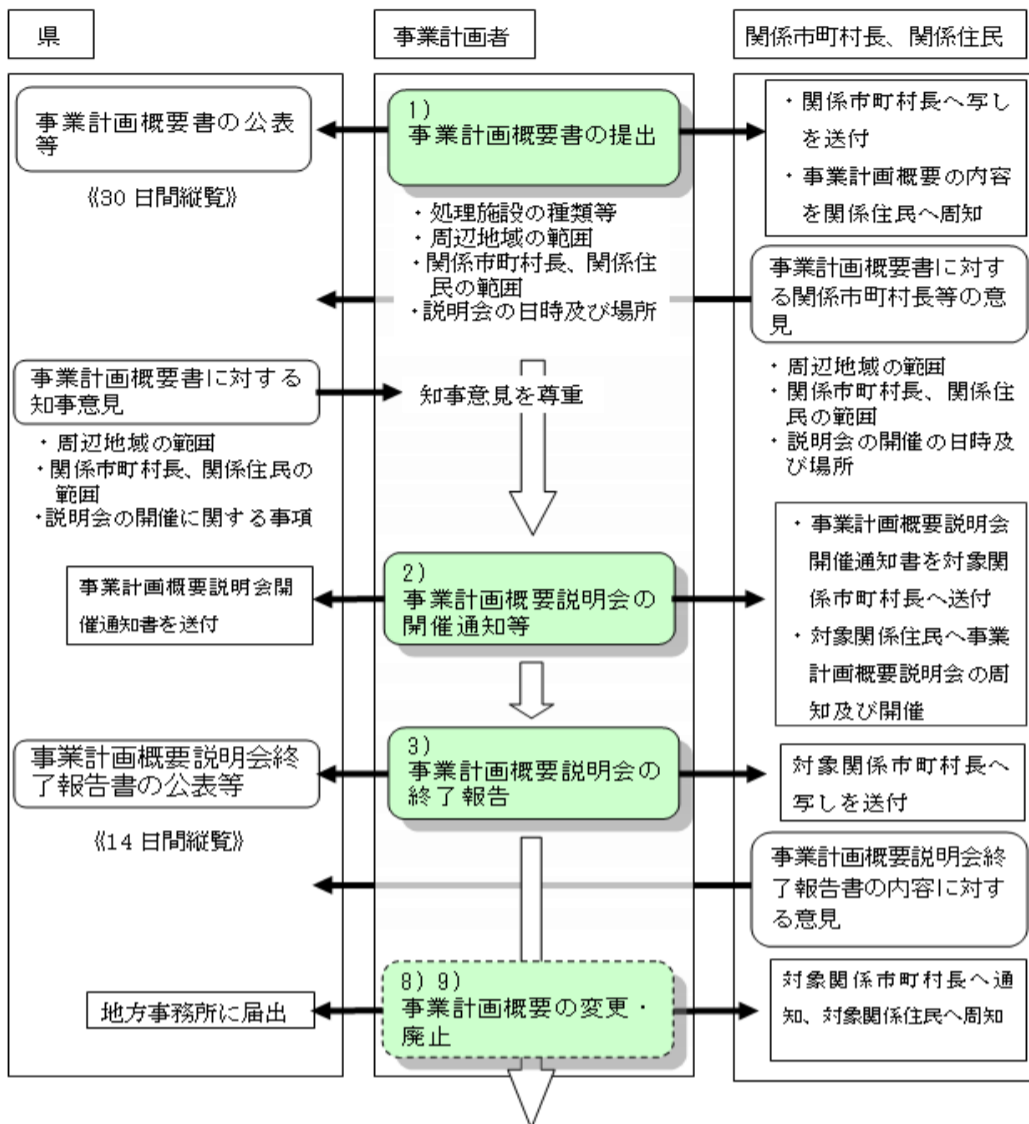


廃棄物処理施設設置に関する手続きのフロー

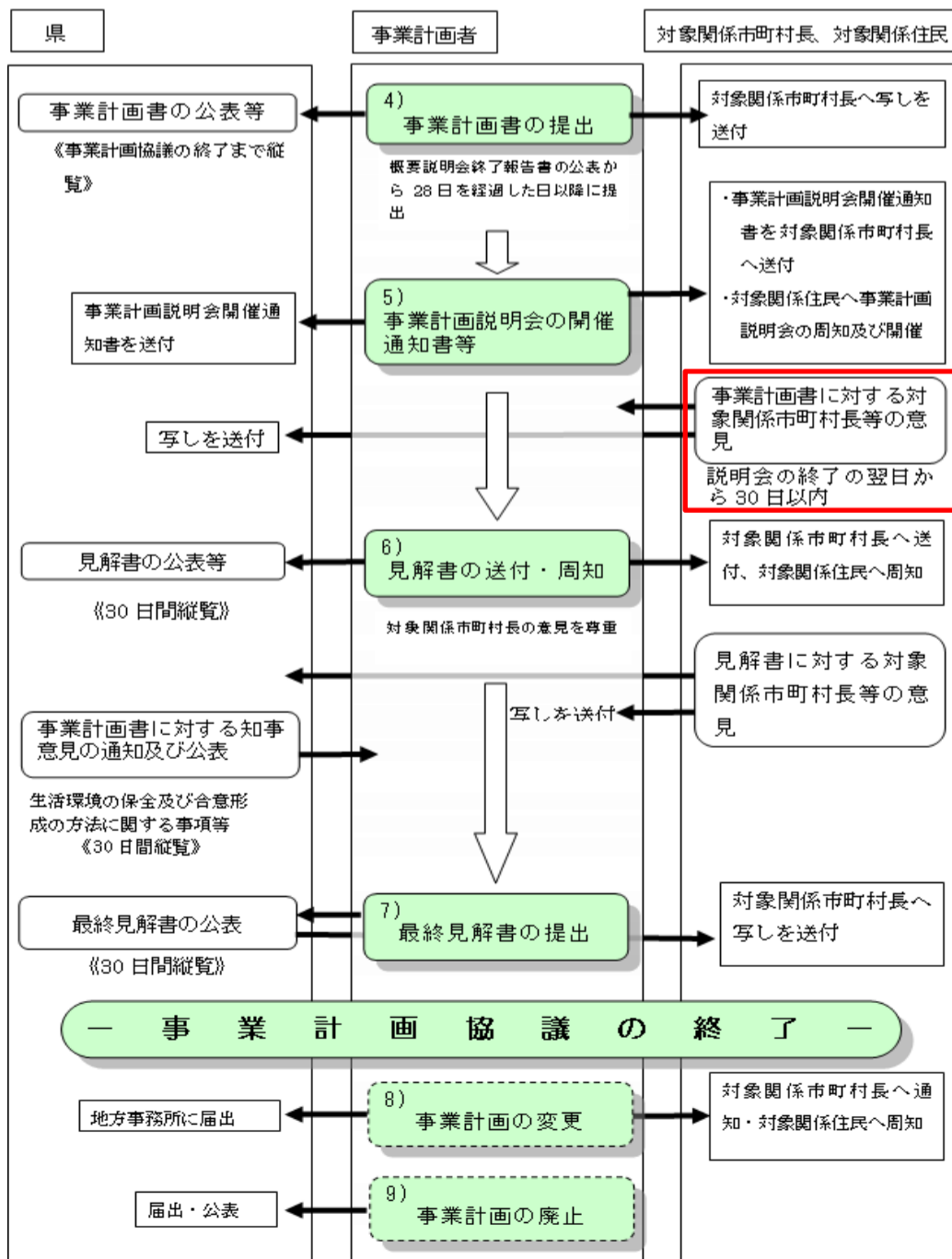
計画初期段階における手続きのフロー



【事前確認手続及び計画詳細段階へ】

- H25. 10. 31
 - ◆ 事業計画概要書提出（事業計画者→県）
 - ◆ （写）送付（事業計画者→市）
- H25. 11. 12
 - ◆ 意見書提出（市→県）
- H25. 12. 13
 - ◆ 県意見書提出（県→事業計画者）
- H25. 12. 17
 - ◆ 事業計画概要書変更届提出（事業計画者→県）
 - 説明会開催日程の追加
- H25. 12. 21
 - ◆ 第1回事業計画概要説明会（替佐公民館）
- H26. 1. 22
 - ◆ 第2回事業計画概要説明会（豊田文化センター）
- H26. 3. 7
 - ◆ 事業計画概要説明会終了報告書提出（事業計画者→県）
 - ◆ （写）送付（事業計画者→市）
- H26. 12. 26
 - ◆ 事前確認手続依頼書提出（事業計画者→県）
 - ◀ 6回にわたり県から補正通知・事業計画者回答 ▶
- H28. 10. 20
 - ◆ （最終）事前確認手続依頼書提出（事業計画者→県）

計画詳細段階における手続きのフロー



- H28. 11. 2
 - ◆ 事業計画書提出（事業計画者→県）
 - ◆ （写）送付（事業計画者→市）
- H28. 11. 24
 - ◆ 第1回事業計画説明会（替佐公民館）
- H28. 12. 7
 - ◆ 第2回事業計画説明会（替佐公民館）
- H29. 1. 6（提出期限）
 - ◇ 意見書提出予定（市→事業計画者）
 - ◇ （写）送付（市→県）
- H29. 1月中旬頃
 - ◇ 見解書の送付・周知（事業計画者→市等）
- H29. 1月下旬頃
 - ◇ 見解書に対する意見（市→県）
 - ◇ （写）送付（市→事業計画者）
- H29. 2月頃
 - ◇ 事業計画書に対する知事意見（県→事業計画者）
- H29. 3月頃
 - ◇ 最終見解書の提出（事業計画書→県）
 - ◇ （写）送付（事業計画者→市）
- H29. 3月～4月頃
 - ◇ 事業計画協議終了

許可申請のフロー

【許可不要施設を設置する場合】

事業計画協議の終了
事前確認手続の終了

【産業廃棄物処理施設を設置する場合】

産業廃棄物処理施設設置許可申請（生活環境影響調査結果書添付）

政令第7条の2に掲げる施設

- ・告示、縦覧
- ・住民、市町村長からの意見聴取
- ・専門家からの意見聴取

政令第7条の2に掲げる以外
の中間処理施設

産業廃棄物処理施設設置許可

許可不要施設の
設置工事着手
⇒ 完了

産業廃棄物処理施設の
設置工事着手
⇒ 完了

施設の使用前検査申請

施設の使用前検査

産業廃棄物処分業許可申請

処分用施設設置工事完了検査

許可

事業開始

施設の定期検査
(焼却施設及び最終処分場のみ)